

福利厚生保険規程

●●●●株式会社

平成●●年●●月●●日制定

(目的)

第1条 この規程は、●●●●株式会社（以下「会社」という。）の役員及び社員の死亡並びに病気またはケガによる高度障害状態になった場合に支給する弔慰金等について、必要な事項を定めるものである。

(保険の運営)

第2条 会社は、●●●●生命保険会社との間で、第3条に定める者を被保険者とする総合福祉団体定期保険契約（以下「保険」という。）を締結し、保険料を負担するものとする。

(被保険者の範囲)

第3条 保険に加入できる被保険者は、●●歳までの役員及び社員とする。ただし、試用期間中の者は除くものとする。

2) 保険の加入に不同意の者、保険会社の約款で規定される健康状態により保険を付保できない者及び第●条の見舞金の支給を受けた者は、前項に係らず被保険者から除くものとする。

(保険金額)

第4条 保険金額は、別表1に定めるとおりとする。

(弔慰金)

第5条 会社は、被保険者が死亡したときは、別表1の保険金額（配当金は除くものとする。）を弔慰金として遺族に支給するものとする。

(見舞金)

第6条 会社は、被保険者が障害または病気により、別表2で定めるいずれかに該当した場合は、別表1の保険金額（配当金は除くものとする。）を見舞金として、被保険者に支給するものとする。

(諸費用)

第7条 この規程に基づく保険金請求を行う場合の手続きに要する費用は、被保険者またはその遺族が負担するものとする。

2) 前項の保険金請求の事由が、業務上災害による場合の手続きに要する費用は、会社が負担するものとする。

(規格外の取扱い)

第8条 この規程に定めのない事項については、●●●●生命保険会社との間で締結する総合福祉団体定期保険約款に基づくものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、経営環境及び社会状況を勘案して取締役会が行うものとする。

附則

平成●●年●●月●●日 施行

別表1 (保険金額)

死亡・療養の別	業務上・業務外の区分		保険金額
災害傷病による死亡	業務上の場合		●●●●円
	業務外の場合		●●●●円
傷病による療養	業務上の場合	別表2(ア)	●●●●円
		別表2(イ)	●●●●円
	業務外の場合	別表2(ウ)	●●●●円
		別表2(エ)	●●●●円

別表2 (傷病による療養期間)

	療養期間
業務上の傷病	(ア)療養期間1週間以上1ヶ月未満
	(イ)療養期間1ヶ月以上に及ぶとき●ヶ月を限度とする
業務外の傷病	(ウ)療養期間1週間以上1ヶ月未満
	(エ)療養期間1ヶ月以上に及ぶとき●ヶ月を限度とする

		規程番号	●●
名称	福利厚生保険規程		平成●●年●●月●●日制定
			年 月 日改訂
改訂状況	改訂No.	改訂年月日	主な改訂内容

◇ ファイルの説明 ◇

文書の名称：福利厚生保険規程

文書の概要：総合福祉団体定期保険を適用する場合に
福利厚生保険規程を作成する

提出開始日：－

提出の期限：－

書類提出先：－